

事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証) (感染症対応型)

制度の特徴

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者について、「経営改善サポート保証」を活用し据置期間や返済負担を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的とした制度です。

対 象 者	保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	15年以内
据 置 期 間	5年以内（分割返済）
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.20%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。